

令和8年6月1日適用開始 介護予防・日常生活支援総合事業 報酬改正内容

1・2. 介護予防型訪問サービス（従前相当サービス・ターミナル支援型訪問サービス）

項目	変更後	変更前
介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 所定単位数の 270/1000 加算 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 所定単位数の 287/1000 加算 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 所定単位数の 249/1000 加算 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 所定単位数の 266/1000 加算 (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の 207/1000 加算 (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位数の 170/1000 加算 ※ (1) (3) (5) (6) …加算率の変更 ※ (2) (4) …新設	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 245/1000 加算 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 224/1000 加算 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の 182/1000 加算 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位数の 145/1000 加算

3. 生活援助型訪問サービス

項目	変更後	変更前
介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 所定単位数の 270/1000 加算 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 所定単位数の 287/1000 加算 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 所定単位数の 249/1000 加算 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 所定単位数の 266/1000 加算 (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の 207/1000 加算 (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位数の 170/1000 加算 ※ (1) (3) (5) (6) …加算率の変更 ※ (2) (4) …新設	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 245/1000 加算 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 224/1000 加算 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の 182/1000 加算 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位数の 145/1000 加算

4・5. 介護予防型通所サービス（従前相当サービス・トレーニング型通所サービス）

項目	変更後	変更前
介護職員等処遇改善加算	○利用定員が19人以上の場合 (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 所定単位数の 111/1000 加算 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 所定単位数の 120/1000 加算 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 所定単位数の 109/1000 加算 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 所定単位数の 118/1000 加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 92/1000 加算 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 90/1000 加算 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の 80/1000 加算 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位数の 64/1000 加算

	<p>(5) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位数の 99/1000 加算</p> <p>(6) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) 所定単位数の 83/1000 加算</p> <p>※ (1) (3) (5) (6) …加算率の変更</p> <p>※ (2) (4) …新設</p> <p>○利用定員が 19 人未満の場合</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) イ 所定単位数の 117/1000 加算</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) ロ 所定単位数の 127/1000 加算</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) イ 所定単位数の 115/1000 加算</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ロ 所定単位数の 125/1000 加算</p> <p>(5) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位数の 105/1000 加算</p> <p>(6) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) 所定単位数の 89/1000 加算</p> <p>※ (1) ~ (6) …新設</p>	
--	---	--

6. 介護予防ケアマネジメント

項目	変更後	変更前
介護職員等処遇改善加算	<p>(1) 介護職員等処遇改善加算 1 ⇒9 単位</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算 2 ⇒15 単位</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算 3 ⇒16 単位</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算 4 ⇒22 単位</p> <p>介護予防ケアマネジメント費のいずれかのケアマネジメント費+初回加算および委託連携加算までを算定した単位数から、21/1000 に相当する単位数を所定単位数に加算する（小数点以下は四捨五入）。</p> <p>（例）(1) 介護予防ケアマネジメント費（442 単位）+初回加算（300 単位）の場合  <math>442 \text{ 単位} + 300 \text{ 単位} \times 0.021 = 15.582</math>            (3) 介護職員等処遇改善加算 3 を算定する</p>	<p>【新設】</p>